

(平成21年4月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 47 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 47 年 12 月まで

私は、母と一緒に国民年金制度発足当初に国民年金に加入し、国民年金保険料は主に母が私の分も一緒に納付していた。途中、会社へ勤めたことも無いのに、昭和 37 年 10 月に国民年金被保険者資格を喪失していること、そしてその後、同資格喪失が取り消されていることを知って驚いた。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者台帳により、申立人が昭和 35 年 10 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得後、37 年 10 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できるとともに、B町（現在は、A市）の国民年金被保険者カードにより、49 年 10 月に、37 年 10 月 1 日の資格喪失記録を取り消したことが確認できるが、申立人は、同日の時点において、厚生年金保険加入等の国民年金被保険者資格を喪失する理由は無く、社会保険事務所及びA市においても、当該資格喪失の理由は不明としており、その記録に不自然さがみられる。

また、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、昭和 38 年度から 48 年度までの保険料納付状況欄に、いったん「12 00」（納付済みを示す。）と記載したものをバツで抹消し、「00 00」（未納を示す。）と記載されていることが確認できるものの、還付された形跡は無いなど、当時の行政側の事務処理に不手際が認められる。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から、申立期間を含め、60 歳に至るまでの保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年6月までの期間及び50年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から49年6月まで
② 昭和50年7月から同年9月まで

昭和53年8月に支給されたボーナスで、その翌月か翌々月ごろ、妻が子供を連れてA区Bの臨時会場に行き、申立期間の国民年金保険料6、7万円を特例納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする昭和53年9月及び同年10月は、第3回の特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人の申立期間は、国民年金の強制加入期間である上、納付したとする金額は、申立期間について特例納付した場合に必要な金額とおおむね一致する。

また、申立人は、その妻が、申立期間の国民年金保険料を特例納付したと主張しているところ、その妻は、申立人の申立期間の保険料を特例納付したと証言している。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している上、A社会保険事務所では、特例納付実施期間中には臨時会場を設けていたことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から45年3月までの期間及び46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで
② 昭和44年7月から45年3月まで
③ 昭和46年3月

昭和41年に、将来に備え、亡くなった夫がA町役場で手続をし、夫婦一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料は役場の窓口や農協の口座振替で納付しており、55年又は56年ごろ、役場で自分の年金について聞いたところ、「大丈夫全部入っています。」と言われた記憶があり、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年7月に国民年金の加入手続を行い、40年4月までさかのぼって強制で国民年金に加入していることが、A町の国民年金被保険者名簿（紙台帳）及び申立人が所持している国民年金手帳の記録により確認でき、申立人は、国民年金保険料の追納及び過年度納付をするなど納付を続け、54年8月に厚生年金保険に加入するまで、申立期間を除き保険料を納付しており、申立人の納付意識は高かったと認められる。

しかしながら、申立期間①については、国民年金の加入時点で、さかのぼって国民年金保険料を納付することが可能であったが、申立人に納付の記憶はなく、A町の被保険者名簿（紙台帳）及び社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）からは、納付された形跡が無いことが確認できる上、申立人の夫の同期間は申請免除の手続をとっていた事実もあり、申立人の保険料のみが納付されていたとは考え難い。

一方、申立期間②及び③については、申立人の夫が仕事に就き厚生年金保

険に加入していた期間で、申立人は任意加入期間であるが、前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが、A町の被保険者名簿（紙台帳）により確認でき、当時の経済状況から、当該期間（申立期間②及び③）のみが納付されていないのは不自然であり、保険料が納付されていたと考えるのが妥当である。

さらに、申立人は、国民年金保険料を役場の窓口や農協で納付したと主張しているところ、当時、農協も町の指定金融機関（収納代理店）となっており保険料を納めることが可能であったことを確認済みであり、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から45年3月までの期間及び46年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 46 年 3 月まで

昭和 43 年ごろ、同居していた父親が国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は隣組の伍長が集金に来た際、両親が家族分まとめて納付してくれており、市役所でも納付してくれたと聞いている。

母は、現在高齢のため、当時のことは詳細には記憶していないが、以前は嫁の国民年金保険料を払っておきながら、息子の保険料を払わないわけがないと話しており、両親と妻の分の保険料は納付となっているのに自分の分の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳となる昭和 43 年 7 月に両親と同居して家業を手伝っており、申立期間については両親が納付してくれたと主張しているところ、申立人の両親は、国民年金制度発足当初の 35 年 10 月に国民年金に加入し、36 年 4 月から 60 歳になるまで現年度納付及び前納制度を利用し、国民年金保険料を完納するなど、年金制度をよく理解し、納付意識も高かったと認められる。

また、申立人は、「国民年金保険料は、両親が私の分と一緒に地区の納税組合の集金人に納めていた。」と主張しているところ、申立人が住んでいた地区に納付組織が存在し、隣組の責任者（伍長）が保険料の徴収を行っていたことは市役所で確認済みであり、当時、近隣家族の状況を把握している隣組組織の中では、保険料を納めないわけにはいかなかったとする申立人の主張には、信憑性が認められる。

さらに、申立人の妻は、「夫と結婚した昭和 45 年 4 月からは、母親が私の分の国民年金保険料も含む夫婦二人分の保険料を納付してくれた。」と説明

しており、同居したその妻の保険料を納付しながら、家業の手伝いをしていた息子である申立人の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 37 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 37 年 4 月から同年 9 月まで

国民年金制度が発足したため、自分が夫婦分の国民年金の加入手続を行い、町内会の集金人が来る都度、夫婦及び母親の分の保険料を支払っていた。昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までは納付になっているので、その前後について未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和 37 年 8 月ごろ国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、A 市の国民年金被保険者名簿（マイクロフィルム）及び社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、国民年金制度発足の 36 年 4 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で新規に取得したことが確認できる上、申立人は、申立期間①及び②を除き、60 歳に到達するまでの国民年金加入期間について国民年金保険料を完納している。

また、申立人の国民年金の加入時期より、申立人は、申立期間①と申立期間②の間である昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが推認できることから、37 年 8 月の国民年金の加入時点において、同じく過年度納付が可能な申立期間①及び現年度納付が可能な申立期間②について、申立人が保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年3月まで

私は、平成7年3月の短大卒業後に就職活動を始め、8年4月からの就職が決まったが、それまでは母が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について、自分で行ったことはなく、すべてその母親に任せていたとしているところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間直前の平成7年4月から同年11月までの国民年金保険料について、1か月又は2か月ずつの分割で、それぞれ約1年後に過年度納付していることが確認できるが、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、当該過年度納付を含め、申立期間当時の納付についての記憶が曖昧であることから、納付についての実態が不明である。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの期間、43年1月から同年7月までの期間及び43年11月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和43年1月から同年7月まで
③ 昭和43年11月から44年3月まで

申立期間当時は、兄が経営する会社で働いており、国民年金保険料は、社長であった兄が、給料から天引きして納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時勤務していた会社の社長であったその兄が、給料から保険料を天引きして納付していたと主張しているが、その兄からの事情聴取ができない上、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、納付についての実態が不明である。

また、申立期間①並びに③の全部の期間及び申立期間②の一部の期間（昭和43年7月）については、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその兄の保険料も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの期間、37年1月から38年1月までの期間、38年6月、39年1月から42年3月までの期間及び47年10月から48年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年6月まで
② 昭和37年1月から38年1月まで
③ 昭和38年6月
④ 昭和39年1月から42年3月まで
⑤ 昭和47年10月から48年1月まで

私は、国民年金保険料が100円ぐらいのころから納めていた記憶があり、当時、地区の役員が各戸を回って集金しA村役場に納めていた。自分も役員になり集金した記憶もあるので、自分の保険料を未納にしておいたことは考えられず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号（一つ目）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、当該国民年金手帳記号番号が重複取消されていることが確認できるとともに、申立人の所持する国民年金手帳の記載から、昭和36年4月ごろ払い出され、35年11月1日に強制で被保険者資格を取得し、36年4月1日に資格喪失したことが確認できることから、申立人は国民年金制度発足時に、いったん強制被保険者として国民年金手帳が交付されたものの、その後、申立人が厚生年金保険に加入中であるため国民年金の強制加入対象外と判断され国民年金手帳記号番号が取り消されたと推定でき、国民年金手帳の検認記録欄がすべて空欄となっていることから、国民年金保険料の納付実績は無かったことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号（二つ目）は、直後の国民年金手帳

記号番号の任意加入者の資格取得日及び申立人の所持する国年年金手帳の記載から、昭和 42 年 4 月ごろ払い出され、申立人は同年 4 月 1 日に強制被保険者の資格を取得したことが確認できるところ、A 村の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンラインデータにより、その後、申立期間①、②及び⑤は 63 年 9 月に、申立期間③は同年 10 月に、申立期間④は平成 8 年 11 月に国民年金の強制被保険者期間として追加されたことが確認できる上、各被保険者期間が追加された時点において、その期間の国民年金保険料は既に時効となっており、特例納付の実施時期も過ぎているため、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、A 村では、「申立期間当時、隣組組織による国民年金保険料の収納を行っていたが、他の税金なども併せて収納していたため、集金を担当する役員は、国民年金被保険者の有無にかかわらず各戸を巡回していた。」としている上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 39 年 3 月まで

私の国民年金については、A 町の加入指導を受けて、父が加入手続を行い、国民年金保険料は、父が、母と兄の分と一緒に納付してくれたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 39 年 7 月ごろに A 町（現在は、B 市）に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳により、申立人が 20 歳になった 36 年 6 月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親は既に他界しているため、その証言を得ることはできないとともに、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、納付についての実態が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 39 年 7 月の時点において、申立期間のうち、36 年 6 月から 37 年 3 月までの保険料については、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「父が、母と兄の分と一緒に納付してくれた。」と主張しているが、申立期間のうち、昭和 36 年 6 月から 37 年 3 月までの期間については、申立人の母親及び兄の保険料も未納（兄は、後に特例納付により納付済み）である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年9月までの期間及び43年12月から45年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から43年9月まで
② 昭和43年12月から45年1月まで

20歳の時、厚生年金を脱退し、申立期間①については、亡くなった父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。また、申立期間②については、昭和43年に結婚し、結婚後はA市に転居した際、国民年金の加入手続を行い、「年金は当然払わなければ」と思い国民年金保険料を納付しており、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和43年7月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳及びB市の電算記録により、申立人が20歳となる40年3月にさかのぼり、国民年金被保険者資格を強制で取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①については、申立人が、国民年金に加入した昭和43年7月の時点において、申立期間①のうち40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料は、時効により制度的に過年度納付ができない上、申立人が所持する年金手帳の「43年度国民年金印紙検認記録欄」には、43年10月から同年12月までの保険料を領収したことを示すB市の検認印が押印（同年11月1日付け）されており、それ以前の欄には検認印が無い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したと

するその父親は、既に他界し、申立人が国民年金への加入及び保険料の納付に直接関与していないことから、加入及び保険料の納付の実態が不明である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 また、申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人が昭和 43 年 12 月 9 日の結婚と同時に強制加入から結婚に伴う任意加入への種別変更手続ではなく、国民年金被保険者資格を同日に喪失し、それに伴い、納付されていた 12 月分の保険料は、還付の処理が行われていることが社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）から確認できる上、同年金手帳の「国民年金印紙検認記録」では 44 年 1 月から 45 年 1 月までは国民年金保険料の未納を示す斜線が引かれており、保険料の納付の実態が不明である。

さらに、申立人が申立期間②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 49 年 12 月 1 日まで
昭和 46 年 4 月 1 日から 49 年 11 月末に退職するまで、勤務条件に変更なく勤務し、厚生年金保険料を給与から差し引かれていた記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 4 月 1 日にA社に入社し、申立期間についても、複数の元同僚の証言から当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者 14 名のうち申立人を含む 7 名が、昭和 48 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、その時、被保険者資格を喪失した 2 名の元同僚からは、「被保険者資格の喪失日は昭和 48 年 6 月 1 日で間違いない。」「事業主が保険料はもったいない。払うのが大変だと言っていた。」と証言している。一方、元事業主からは、「申立内容に心当たりはない。」と回答するのみで、被保険者資格の得喪に係る証言は得られない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票（紙台帳）には、申立人の被保険者資格喪失日が「48. 6. 1」、受付年月日が「48. 6. 11」と記入されていることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 4 月 1 日まで
中学校卒業後、A社に就職し住み込みで働いていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が働いていたとするA社は、社会保険庁の記録により、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、昭和 39 年 3 月 13 日に当該事業所は解散し、事業主も既に他界している上、申立人が記憶する同僚も所在が不明で、当該事業所に係る関係者からの有力な証言が得られないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態は不明である。

さらに、当該事業所の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月13日から同年7月11日まで

昭和22年1月13日に、A社B所に臨時人夫として雇われ、同年6月16日に^{こうて}工手に採用された。その後、26年5月1日にC社に移籍したが、厚生年金保険の加入記録は22年7月11日からとなっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するC社社員手帳の入社前履歴の記録により、申立人は、昭和22年1月13日にA社B所に臨時人夫として雇われ、同年6月16日に^{こうて}工手に採用されたことが確認できるものの、当時の同僚等からの有力な証言が得られないことから、臨時人夫としての勤務実態が不明である。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、被保険者の資格取得日が昭和22年7月11日と記載されている上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険番号は1番から申立期間まで連番で欠番が無く、申立人を含む35名もの社員が22年7月11日付けで初めて被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が所持する被保険者証の資格取得日と一致している。

さらに、当該事業所は、昭和26年5月1日にC社を含む9社に設備を現物出資して営業を停止しており、申立人が移籍したC社では、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 3 月 22 日まで

昭和 38 年 4 月、A組合に事務員として採用された。当時当該組合は発足したばかりで事務所は無く、理事長（B社社長）の会社内に事務室を設けていた。当該組合の事務員は私一人であり、社会保険はB社の社員と一緒に加入するように手続をしていただいた。しかし、社会保険庁の記録では厚生年金保険の被保険者となったのはA組合が適用事業所となった昭和 41 年 3 月からとなっている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業した高校の同窓生名簿の勤務先欄の記載内容及び申立期間当時にA組合の事務室があったB社の社員の証言により、申立人は申立期間にA組合に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、A組合は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人の同事業所における厚生年金保険の資格取得日は、同事業所が任意包括事業所として厚生年金保険の適用事業所となった昭和 41 年 3 月 22 日となっている。

また、申立人は、「厚生年金保険は理事長のB社の社員と一緒に加入するように手続をしていただいた。」と説明しているところ、当時のB社の経理を監督していた者は、「厚生年金保険の加入については、事業所が違うのだから組合の事務員をB社の社員として加入させることはないはずである。」と証言している上、社会保険事務所の保管するB社における健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間及びその前後に被保険者資格を取得した者の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

さらに、A組合及びB社では、「申立期間に係る関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存されていない。」と説明している上、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

平成 19 年 9 月に厚生年金保険の加入期間照会をしたところ、A社における被保険者期間について、脱退手当金が支給されているとの回答だった。厚生年金保険の資格喪失時及び脱退手当金の支給決定時には徴兵されてB県のC基地にいたので、脱退手当金の請求も受け取りもしていない。脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失し脱退手当金の受給要件を満たしている男性 15 名を調査したところ、9名に支給記録があり、そのうち8名が申立人と同じ昭和 20 年 2 月 15 日に支給決定されている上、その中には、事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者もいるほか、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、被保険者台帳には脱退手当金を支給したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 12 月 30 日まで
② 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 2 月 8 日まで

平成 7 年ごろ社会保険事務所で期間照会を行ったところ、A 組合連合会の被保険者期間である申立期間①及び②について脱退手当金が支給済みとなっているとの回答を得た。

父が体調を崩したため、休暇を取り看病のために実家のある B 県に帰省したが、回復が思わしくなく、事業所あてに退職願いを送付して退職となった。

このような状態で会社を退職したので、会社から脱退手当金の説明を受けてもいないし、脱退手当金の請求を会社に依頼してもいない。

また、当時は脱退手当金の制度自体を知らず、自分で請求手続をしてもいないので、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 組合連合会の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後に資格を喪失し脱退手当金の受給要件を満たしている女性 35 名のうち、26 名に支給記録があり、このうち 25 名は、厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間である申立期間①を含めて計算されており、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33

年3月27日に支給決定が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはないかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。